

激変緩和への対応について

激変緩和への対応について、各市町村からの意見や、国の新たなガイドラインを踏まえて、県の考え方を改めて提示させていただく。

1 基本的な考え方

(1) 比較する基準値

保険料は医療分、後期高齢分、介護分の合算で構成されていることから、公費を全て投入した後の県平均の一人当たり保険料（理論値）を算出し、平成28年度と当該年度の保険料における県平均の伸び率を基準にして比較することとしたい。

(2) 比較の方法（丈比べ）

国のガイドラインの原則どおり、被保険者一人当たりの標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）と各市町村の平成28年度の被保険者一人当たりの保険料決算額を比べて判断する。

(3) 一定割合の設定

保険料の急激な負担増とならないよう影響を抑えつつ、激変緩和を段階的に解消させていくため、一定割合を設定することとしたい。

一定割合は、各市町村の一人当たりのそれぞれの保険料（医療分、後期高齢分、介護分）で設定することとし、その割合は、県平均の伸び率+1年当たりの割合 α としたい。

なお、「1年当たりの割合 α 」については、国のガイドラインで示されている0.5～2%の範囲としたい。

(4) 激変緩和の期間

上記「一定割合の設定」に合わせて、激変緩和に対応していく概ねの期間を設定することとしたい。

(5) 配分の方法

各市町村の激変緩和の対象額を算出した後、各保険料（医療分、後期高齢分、介護分）の割合に応じて按分し、各市町村の納付金を引き下げることとしたい。

(6) 下限値の設定

標準保険料の統一化を目指さないことや医療費適正化のインセンティブを確保するため、下限値については、設定しないこととしたい。

2 財政規模について

(1) 財源投入の順番

原則として、下記の順番で財源を充てることとしたい。

- ①国の調整交付金（暫定措置 [追加激変緩和]
- ②県繰入金（激変緩和用）
- ③特例基金

(2) 県繰入金からの弾力的な対応

激変緩和の丈比べを行い、一定割合を超えた部分に対応するため、財源が不足する場合は、原則としている県繰入金の配分割合を変えて、必要額全てに対応していきたい。

(3) 30年度の特例基金

6年間限定の特例基金であり、一定の効果がみられるよう初年度を厚く配分する傾斜逡減で対応することとし、県繰入金（1号分、激変緩和用）の投入状況を勘案して、30年度は5億円（特例基金の3分の1）程度を上限にして投入することとしたい。

(4) 財源が余った場合の対応

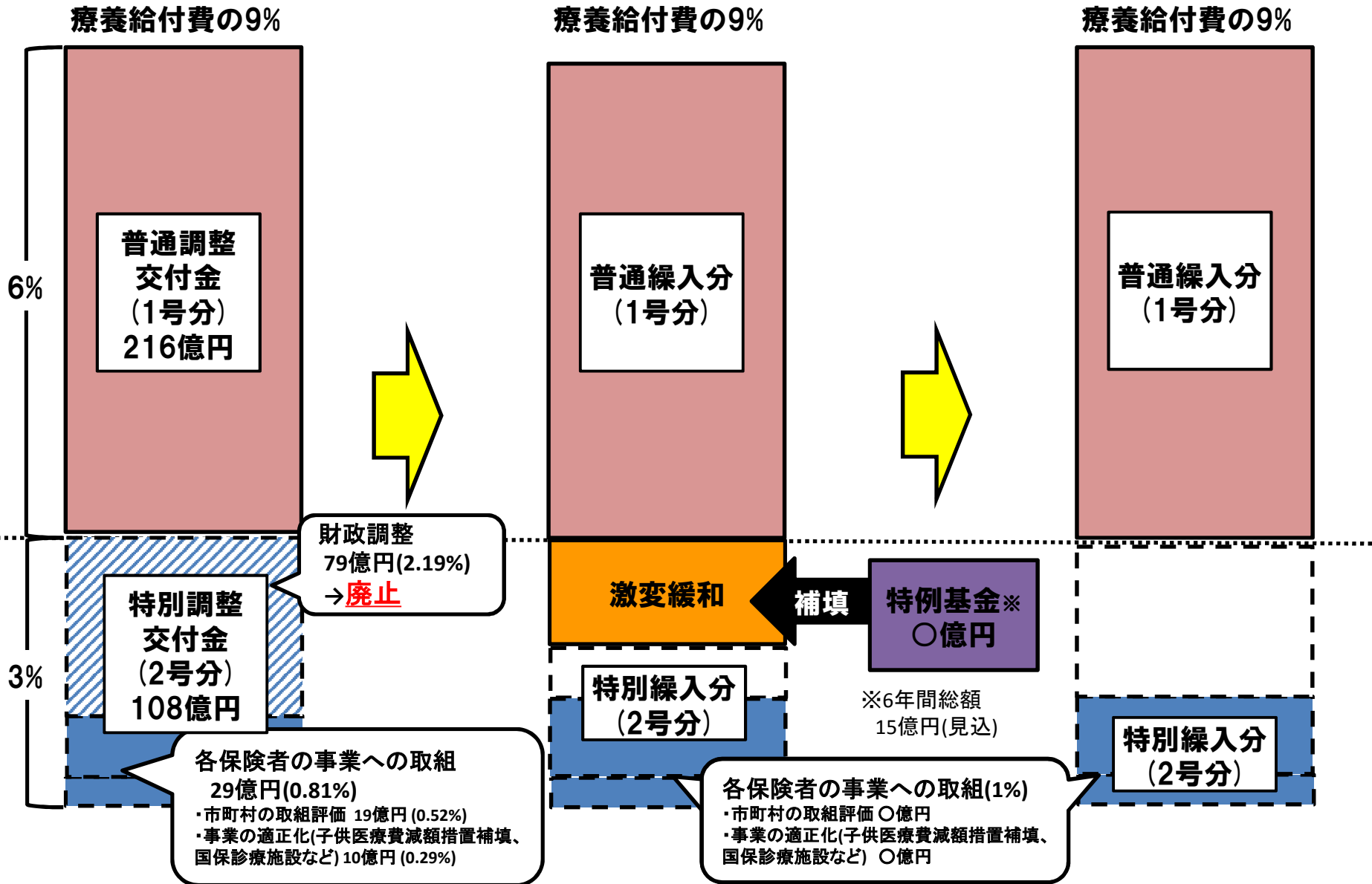
一定割合を超えた部分に激変緩和を行った上で、なお財源に余力がある場合は、①現行の「事業への取組」（インセンティブ確保への評価）部分を増額する方法又は、②被保険者における前期高齢者数の割合に応じて配分する等の新たな指標を設定して配分する方法がある。

県繰入金と特例基金を活用した激変緩和イメージ

〈平成28年度の県調整交付金〉

〈平成30年度の県繰入金〉

〈激変緩和措置終了後の県繰入金〉



三段階の激変緩和措置イメージ

ア. 市町村ごとの納付金の額を決定する際の α ・ β 等の設定による配慮

集めるべき保険料額

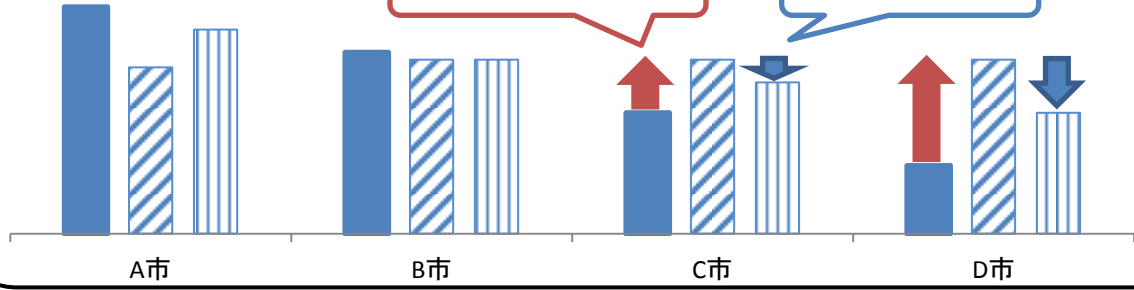
保険料額の急上昇

激変緩和措置

■ 平成28年度

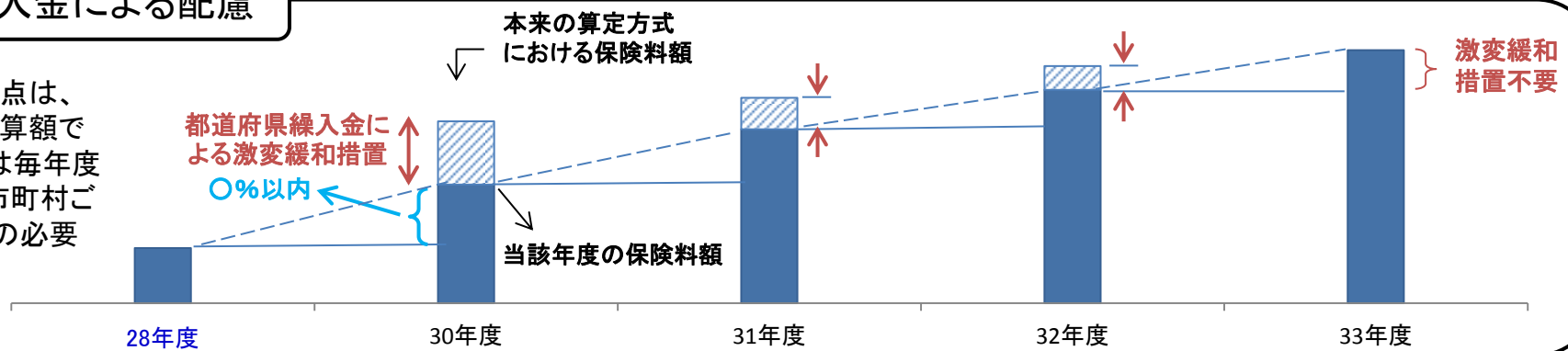
▨ 平成30年度
(激変緩和措置を加味しない算定方式の場合)

▤ 平成30年度
(激変緩和措置を加味した算定方式の場合)



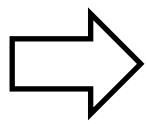
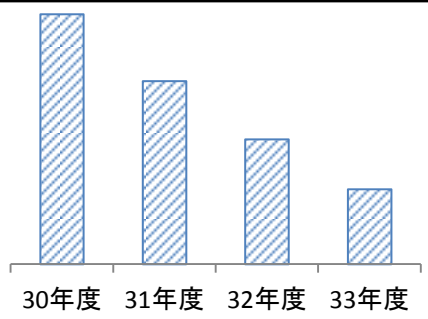
イ. 都道府県繰入金による配慮

激変緩和丈比への基点は、平成28年度保険料決算額で固定する。都道府県は毎年度一定割合を定めて、市町村ごとに都道府県繰入金の必要を判断する。



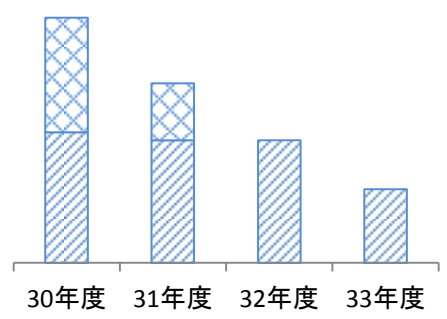
ウ. 特例基金による配慮(平成35年度までの措置)

仮にD市のような自治体が多数あった場合、当該県において必要となる激変緩和用の都道府県繰入金総額の推移



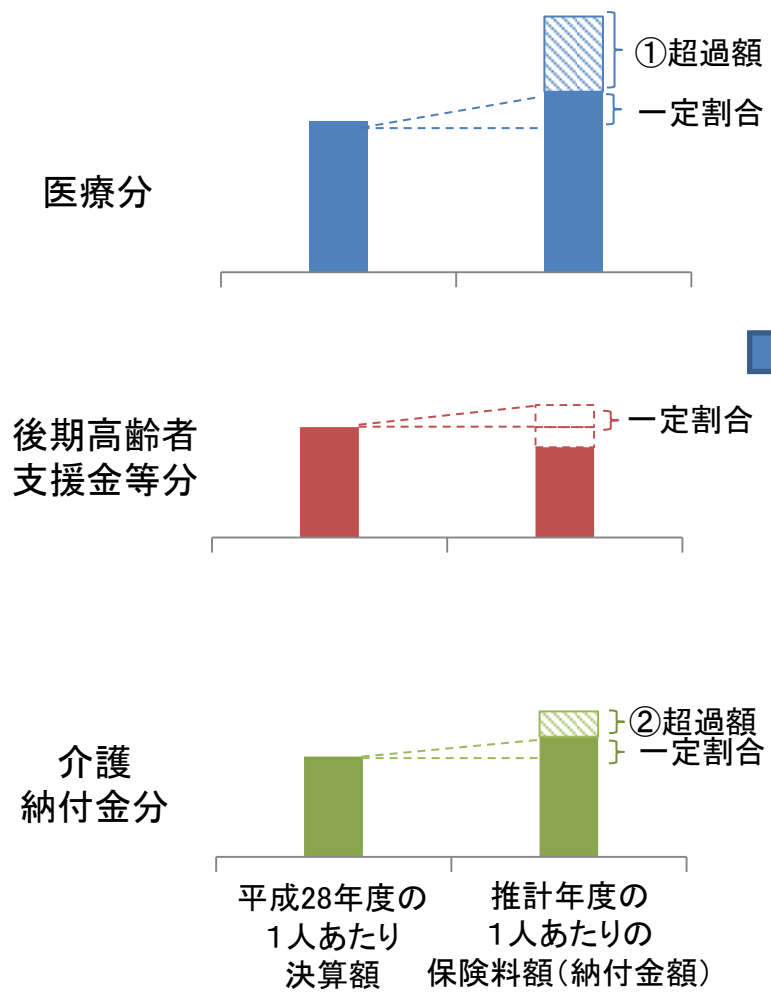
都道府県繰入金を激変緩和用として多く活用する場合、他の市町村の納付金を増加させる影響が大きいことから、激変緩和用の特例基金を活用して繰入金減少分を補填する。

また、独自に決算剰余金等の財源を特例基金に積み立てた場合には、その財源を活用して、各市町村の納付金を個別に減算することも可能。



激変緩和の丈比べ計算の流れ

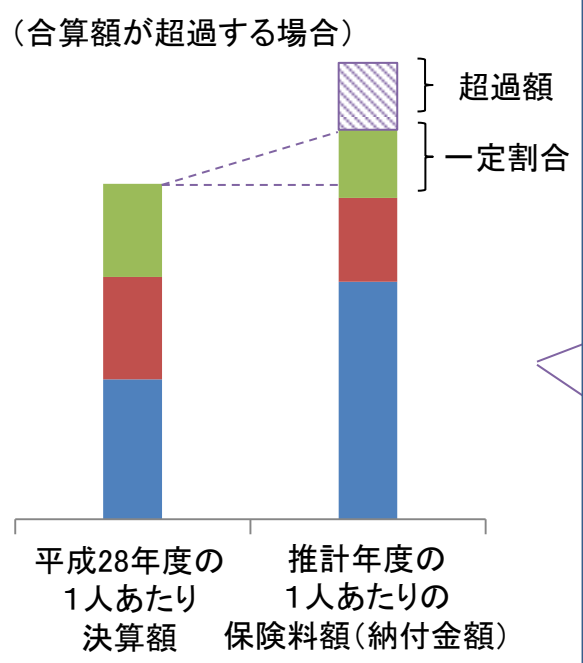
1) 都道府県は、毎年度、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分それぞれについて28年度からの自然増等を考慮した一定割合を定め、市町村ごとにそれぞれ1人あたりの平成28年度保険料決算額と推計年度保険料額(納付金額)の丈比べを行う。



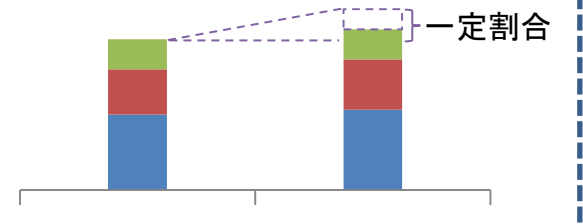
各保険料が一定割合を超過しない場合には、激変緩和措置の対象にならない。

2) 都道府県は、毎年度、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合算額に対する一定割合を定め、平成28年度の1人あたり保険料決算額と推計年度保険料額(納付金額)の丈比べを行う。

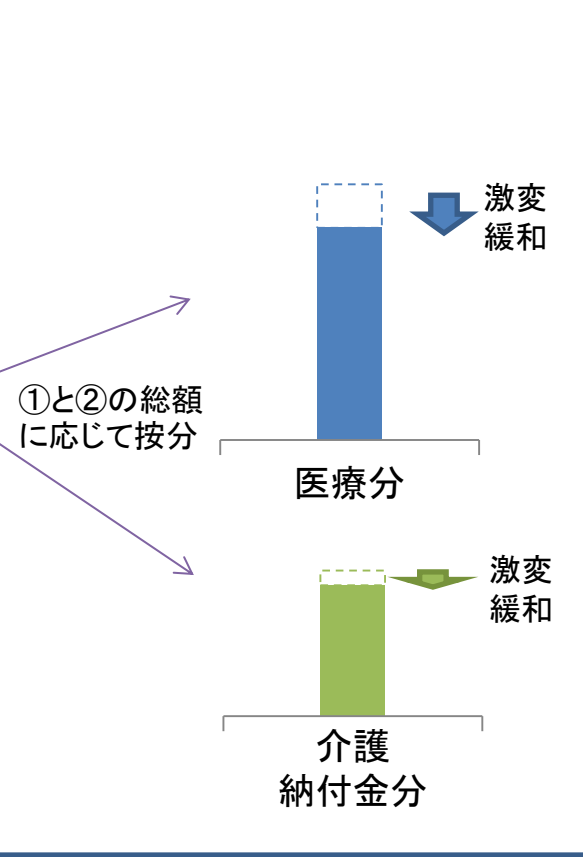
※対象被保険者数の違いによる影響を解消するため、一般被保険者数で1人当たり介護納付金を調整計算。



(合算額が超過しない場合)
激変緩和の対象から除く。



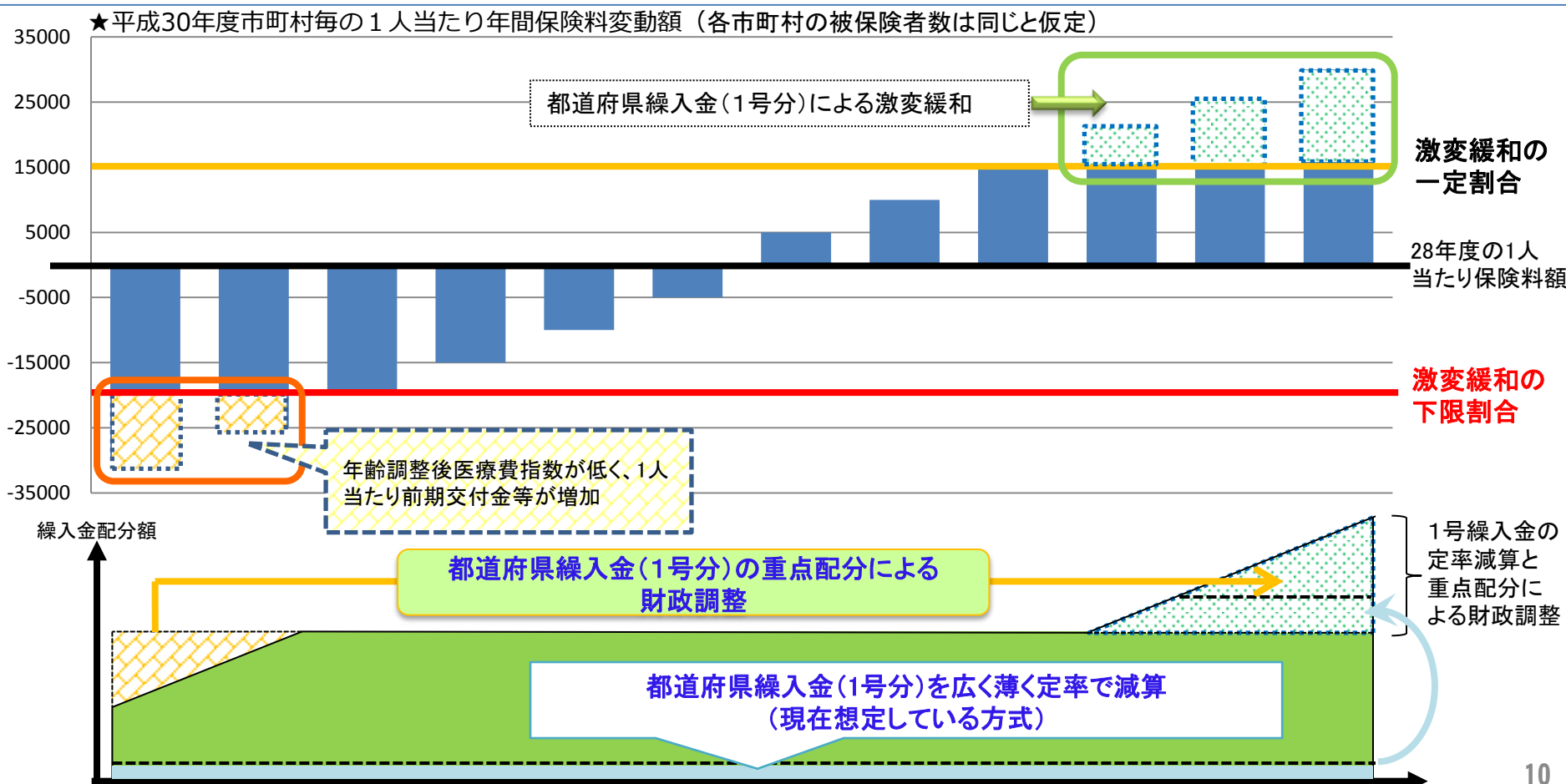
3) 都道府県は、2)の一定割合超過額を1)から計算した超過総額に応じて比例按分し、2)の一定割合を超過しないよう、各保険料分に対する都道府県繰入金額(2号分)による激変緩和分の額を算出。



※激変緩和後であっても1)の一定割合を超えることはある。
 ※2)の一定割合を超過する額全額に都道府県繰入金を繰入れた結果、現状の一人当たり保険料額を下回る場合には、下回る部分を7激変緩和措置の対象から除く調整を可能とする。

都道府県繰入金(1号分)を活用した激変緩和措置のイメージ

- これまで激変緩和の議論においては、納付金の仕組みの導入等による保険料負担の増加に着目し、その増加抑制の対策に重点的に整理してきたが、医療費水準の調整や前期高齢者交付金の都道府県単位化等により保険料負担が大幅に減少する市町村も存在する。
- こうした市町村間の負担の格差が大きな都道府県においては、都道府県繰入金(1号分)を活用して激変緩和を行うことが考えられるが、1号繰入金を一律に減算する現在想定する方法のみによっては、前期高齢者交付金の影響等を十分に調整しきれないため、医療費適正化インセンティブを損なわない範囲で、**一定の下限割合を定め、それを下回って負担が減少する個別の市町村に対し、1号繰入金の配分額を薄める一方で、保険料が大幅に増加する個別市町村に分厚く重点配分する財政調整機能を持たせる**。これは都道府県単位化に伴う市町村間の助け合いの仕組みであり、具体的には都道府県繰入金の配分による財政調整機能として、保険給付費等交付金ガイドラインの中に記載する。
- **下限割合の設定方法としては、例えば、分かりやすく一定割合と同率(一定割合・下限割合ともに±2%等)とすることが考えられる。**



都道府県繰入金の基本的な考え方

- 都道府県繰入金は、国保法第72条の2の規定に基づき、保険給付費の9%分を一般会計から都道府県国保特別会計に繰り入れるもの。普通交付金の交付に活用される分(1号繰入金)と、都道府県内市町村の特殊な事情に応じたきめ細かい調整等のために活用される分(2号繰入金)により構成される。

※1号繰入金・2号繰入金の区分は便宜上の記載であり、法令上の区別はない。

※今後都道府県から市町村に出される保険給付費等交付金には、普通交付金と特別交付金があるが、特別交付金の財源は、都道府県繰入金、国特別調整交付金(市町村分)、保険者努力支援制度(市町村分)、特定健診負担金としている。

- **1号繰入金と2号繰入金は相互に流用可能**であり、用途の制約を受けず、法令上配分割合も規定されないため、機動的に**都道府県繰入金全額を2号繰入金として活用することもできる**。2号繰入金の支払いに充ててなお残る都道府県繰入金が1号繰入金として普通交付金の財源となるため、都道府県は、2号繰入金による特別交付金の活用策(具体的な交付メニュー)とその規模について、予め定めておく必要がある。(実際の交付額と規模は異なる。)

⇒ 都道府県繰入金の活用策等の検討に当たっては、連携会議の場において、都道府県と市町村との間で十分協議を行うことが重要。

- また、**1号繰入金は**、都道府県全体の保険料収納必要総額を計算する際にこの総額から定率で減算する方法が考えられるが、**各市町村の納付金額を計算する際に重点配分して、個別に激変緩和を行う財政調整機能を発揮することも可能である**。

例えば、年齢調整後医療費指数が低く、前期高齢者交付金等が都道府県単位で交付され、収入が均されることによって、現行と比べて大幅に保険料負担が減少する市町村がある場合には、市町村との合意の下、都道府県が一定の下限割合の基準を定めて、基準を下回る市町村から都道府県繰入金を減算して、著しく激変が生じる市町村に対し個別に都道府県繰入金を加算し、激変緩和を行うことができる。(前項参照)

- 特別交付金の具体的交付メニュー例は、次頁のとおりである。最終的には、都道府県が、地域の実情に応じ、市町村の意見を踏まえ定める。

